

もやすごみに金属類を入れないで！！

昨年4月に稼働を開始したごみ焼却施設では、もやすごみの焼却処理を行っており、昨年度は約38,770tものごみを焼却し、約4,230tの焼却灰を最終処分場に埋め立てています。

しかし、ごみ焼却施設は、どんなごみでも焼却処理できるわけではありません。特に、**金属類が混入すると、焼却炉の中で燃え残り、灰を押し出す装置を詰まらせるなどのトラブルの原因**となります。現在、こうしたトラブルが頻繁に発生し、設備を停止させて取り除いており、最悪の場合、焼却炉の長期的な停止が危ぶまれる状況にあります。また、灰にまみれた金属類は資源になりません。

適正なごみ処理を継続していくためにも、ごみの分別を今一度ご確認ください。



混入した金属類

 マークの缶

➡ 緑色袋へ



 マークなどの缶(お菓子の缶など)

➡ 青色袋へ



衣類・かばん類・靴類

➡ **例外的に**、金属がついていても
茶色袋で出してください



金属製品・金属とその他の素材の複合品

➡ 青色袋へ
(袋に入らなければ粗大ごみ)



スプレー缶・カセットボンバ・ライター

➡ **必ず中身を使い切って(ガスを出しきって)、穴を開けずに青色袋へ**
(ガスが残っていると、ごみ収集車やリサイクルプラザでの発火事故の原因になります)



モバイルバッテリー・電子タバコ

➡ 蛍光管・乾電池等の日に、透明な袋に入れて出してください
(過度な力が加わることで発火する恐れがあります)



産業廃棄物は適正な処理を！！

事業活動に伴って生じる金属くずやガラスくず、廃プラスチック類などの**産業廃棄物は、市の施設では処理できませんので、産業廃棄物処理業許可業者に処理を依頼**してください(有料)。

なお、事業活動に伴って生じるごみのうち、紙くずや木くず、生ごみなどの事業系一般廃棄物は、ごみ焼却施設に搬入することができます(有料)。その際は、中身を確認できるよう、ごみ袋は透明または半透明の袋を使用してください。

【注意】 事業活動に伴って生じるごみは、ごみステーションには出せません！
個人経営の店舗や農業、漁業も該当しますのでご注意ください。

